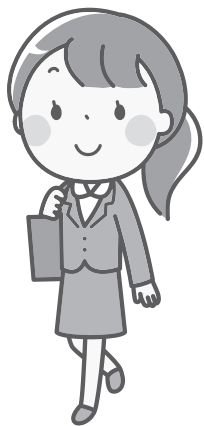


消費生活相談だより

18歳以上が成年に。契約にご注意！

民法改正により、令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断能力も未熟なので、原則として法定代理人の同意が必要となります。未成年者が法定代理人の同意を得ずに結んだ契約は、民法で定められた未成年者取消権によって、契約の取り消しを行えば、返品・解約・返金をしてもらえます。ただ、本人が年齢を偽って成年として契約を結んだ場合は、取り消すことができませんのでご注意ください。



成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることで、これまで20歳にならないと出来なかったいろいろな契約が一人で行えるようになりますが、18歳だと社会経験も乏しく、まだ判断力が十分ではないため、消費者被害には注意しましょう。

成年になったばかりの若者をSNSなどで調べてターゲットにしている悪質な業者もいます。

特に、投資や転売などの副業に関する事や、美容医療やダイエットサプリなどの美に関する事には気をつけましょう。

お金を支払う時には、よく内容を確認し、家族に相談してから判断しましょう。

何かおかしいと思ったら消費生活相談窓口にご相談ください。

(参考：消費者庁・(独)国民生活センター内のホームページ)

▼問い合わせ先

①まち未来創造課 消費生活相談窓口

毎週火・木曜日

午前10時～午後5時

☎68・2211(内線246)

②茨城県消費生活センター

平日と日曜日(日曜日は電話のみ)

午前9時～午後5時

☎029・225・6445

③国民生活センター(消費者ホットライン)

土・日曜日、祝日

午前9時～午後4時

☎188(いやや!)

※他市町村へのご相談は「遠慮ください」。

商工会だより

プレミアム商品券の使用期限 2月28日(月)まで

「とねまち地元応援!プレミアム付商品券」の使用期限は、令和4年2月28日(月)までとなります。使用期限を過ぎた場合は無効となりますので、使い忘れないよう、お早めに使い切りください。

税務相談会のお知らせ

利根町商工会では、会員事業者の皆様を対象とした税務相談会を開催いたします。

全日事前予約先着順となりますので、参加希望の方はお早めにご連絡ください。

▼開催日

・2月10日(木)

・2月21日(月)

・2月28日(月)

・3月9日(水)

▼問い合わせ先

利根町商工会 ☎68・7417

※詳細は、郵送済み案内またはホームページなどでご確認ください。

確定申告が始まります

2月16日(水)より、令和3年分確定申告が始まります。

利根町商工会による所得税確定申告支援は、3月9日(水)までとなりますので、お早めにご相談ください。

なお、3月9日(水)以降の所得税確定申告につきましては、竜ヶ崎税務署にて直接ご相談ください。

▼問い合わせ先

利根町商工会 ☎68・7417

竜ヶ崎税務署 ☎66・1303



ぼうさい掲示板

防災情報の取得方法について



テレビやラジオでも、災害に関する情報は発信しておりますが、町から配信する公式の情報を得ることも重要です。

例えば台風や前線が発生した場合で、避難情報が発令され、どこの避難所が開設されたのか、川の水位はどのくらいなのか等の情報を、正確に把握することが、確実な避難行動に繋がります。

事前の備えとして、改めて自分自身がとる避難行動のサポートツールとして、

- ①利根町行政アプリ
 - ②情報メール一斉配信サービス
- の2つをご紹介します。

利根町行政アプリをダウンロードしましょう!!

町では、重要なお知らせや防災情報など、必要な情報を利根町行政アプリでも配信しています。

このアプリの利点は、プッシュ通知機能があり、災害時の避難情報などを町民の皆さまがスピーディーに情報を取得できることです。

下記に利根町行政アプリの防災情報から確認できることをまとめました。

▼利根町行政アプリの防災情報から確認できること

- ①防災行政無線の情報が音声で確認できます。
- ②気象情報など、取得したい情報が一覧で確認できます。
- ③避難所の一覧や開設している場合は、開設避難所を確認できます。
- ④地震・洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを確認できます。



▼アプリのダウンロードは左記の二次元コードから



▲App Store (iOS版)



▲Google Play (Android版)

※アプリの使用は無料ですが、ダウンロードや通信費は各回線(このご負担となります)。

※行政アプリの防災情報の画面遷移につきましては、次月号でご紹介いたします。

情報メール一斉配信サービスを登録しましょう!!



町からの情報や避難情報などを、携帯電話、スマートフォンまたはパソコンなどにメールでお届けします。情報入手には、情報メール一斉配信サービスへの登録が必要になります。

▼登録はこちら(利根町公式ホームページ) 情報メール一斉配信サービス) URL: <http://www.town.toneibaraki.jp/page/page00855.html>

▼左記のメールアドレスまたは二次元コードから空メールすることで、登録の手続きができます

・パソコンの方
mail: mm_tone_regist@ttech.jp
・携帯電話・スマートフォンの方
下記二次元コードを読み取ると自動で画面が表示されます。



▼問い合わせ先 防災危機管理課 防災係 ☎68・2211(内線317)